

一関地区広域行政組合指定管理者選定委員会設置要綱

平成25年7月8日

一関地区広域行政組合告示第19号

改正 平成30年3月29日 告示第21号

(設置)

第1 指定管理者の指定の申請及び当該申請の審査等を公正かつ適正に行うため、一関地区広域行政組合指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の公募の実施に関すること。
- (2) 公募による指定管理者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認めること。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副管理者のうち一関市副市長の職にある者で管理者が指定するものを、副委員長は事務局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 事務局次長
- (2) 総務管理課長
- (3) 一関清掃センター所長
- (4) 一関市の職員である環境衛生主幹
- (5) 平泉町の職員である環境衛生主幹
- (6) 予算管理主幹

4 前項に定める委員のほか、委員長は、必要に応じ、識見を有する者を委員として加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、一関清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

制定文(抄) (平成25年7月8日告示第19号)

平成25年7月8日から施行する。

制定文(抄) (平成30年3月29日告示第21号)

平成30年4月1日から施行する。